

業務要領書

作成 年月日：平成 23 年 5 月 29 日

取 扱	件名	パソコンのサポート（ご利用の規約・ サービス契約約款）				検 認
	概要	本要領書は「オフィス タカイチ」のパソコンサポート契約をする約款を記載したもの。				
改定	2011/05/29 佐久間					
履歴						

ご利用の規約

サービス契約約款

第 1 条（契約の成立）

1. 本規約は、オフィス タカイチ（以下、「当オフィス」と言います）が提供するパソコン修理・サポートサービス（以下、「本サービス」と言います）を、本規約を了解されたお客様がご利用する際の一切について適用されるものとします。
2. 当オフィスは、お客様が本規約に対して同意を頂いた場合のみ、本サービスを提供いたします。
3. ご利用にあたり本規約をよくお読みいただき、ご了解のうえ、当オフィスをご用命ください。

第 2 条（サポートの対象）

1. 当オフィスではお客様の、パソコンやその周辺機器・ネットワーク環境などを対象に、本サービス業務を行います。
2. お客様のご要望があった場合、必要な部品の購入代行を行う場合があります。それらの製品をお渡しした後の故障などのトラブルは、取り付け作業時に当オフィスの過失がない場合、お客様が直接製品の製造元へ修理のご依頼をしていただくことになります。購入代金を致しましても、部品メーカー責任の代行は致しません。
3. 本サービスを適用して他のお客様のご依頼の業務委託、また、同業他社様からのご依頼をお受けすることはできません。

第 3 条（料金）

1. 原則として当オフィスホームページ（ <http://takaichi.biz/> ）に表示された料金表に従います。
2. 当オフィスが事前にお客様にお伝えするお見積り額は、現場の状況により変わる場合がございます。その場合、必ずお客様に説明し、同意を頂いた上で本サービスを提供いたします。お客様の同意なしで作業を進め、お見積り額以上の料金を請求することは一切ございません。
3. 当オフィススタッフが伺いし、現場の状況を診断した時点で、訪問出張料が発生します。
4. 本条第 2 項の後、お客様から作業を行う同意を頂いた場合、本サービスを提供いたします。その際、作業内容に応じた作業料が発生します。
5. 本サービス提供に際し、必要機器の購入代金は事前にお客様の了解を頂いた上で、実費を請求させていただきます。

第 4 条（予約・キャンセル）

1. 本サービスの提供は事前予約が原則です。
2. ご訪問日当日のキャンセルの場合、キャンセル料が発生いたします。ただし、当オフィスの当日の作業状況、お客様の止むを得ない理由などでのキャンセルの場合は、この限りではありません。

第 5 条（スタッフ訪問）

1. 訪問日時は、できる限りお客様のご希望を優先いたしますが、予約状況などによりご希望通りにならない場合もあります。
2. 作業状況により、訪問による作業からお預かり作業に移行させていただく場合があります。その場合は必ずお客様の同意を頂いてから移行いたします。
3. お客様に用意頂く必要書類、機材の不足や不具合により設定作業が延期となった場合は、別途料金を要します。

## 第 6 条（本サービスを提供できないケース）

- 1.機種（自作パソコン・マックなど）やパソコンの状態によっては、本サービスを提供できない場合があります。
- 2.ハードの故障などで当オフィスが対応できない場合、お客様からメーカーへ修理のご依頼をしていただく場合があります。
- 3.当オフィススタッフが伺いし、現場の状況を診断し、当オフィスが対応できないと判断した場合でも、訪問出張料は発生します。この場合、お客様へどのような対処が必要かを当オフィスからご説明いたします。

## 第 7 条（お客様のデータ）

- 1.本サービスを提供する際、最大限の注意を払いますが、お客様のデータに関して当オフィスは一切保証できません。貴重なデータはあらかじめお客様で事前に保存していただいた上で、当オフィスをご利用ください。
- 2.本サービスを提供する際、当オフィスの作業中にお客様のデータに対して損害を与えた場合、当オフィスは法的に一切の責任を負いません。

## 第 8 条（個人情報の保護）

- 1.当オフィスは、本サービスの提供を通じてお客様から取得した個人情報を、お客様の同意のない限り、本サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、き損しないように厳重に保管するほか、『個人情報の保護に関する法律』の趣旨にしたがって管理いたします。

## 第 9 条（メーカー保証）

- 1.お客様のご要望で、パソコンや周辺機器の内部点検サービスを実施した場合、当該の機器が保証期間中でも、メーカーや販売店の保証が受けられなくなる場合があります。この場合、当オフィスは法的に一切の責任を負いません。

## 第 10 条（当オフィス過失による場合の補償の範囲）

- 1.万が一 本サービス提供中に当オフィススタッフの過失により、お客様の機器に機能的な損傷を与えたと当オフィスが判断した場合は、当オフィスが直接修理を行うか、または、当オフィス指定のメーカーに依頼しその実費のみを補償します。
- 2.当オフィスがお客様に対して行う補償は上記 1. 項に限るものとします。その他一切の補償には応じられません。
- 3.本サービス提供後に、お客様で設定・仕様等を変更された場合や、お客様のご使用方法等が原因の場合の補償には、一切応じることはできません。

## 第 11 条（代金の支払方法）

- 1.お客様は料金の支払にあたり、訪問サポートが完了したことを確認していただきます。
- 2.個別サービスの提供が完了した時点で、その場で現金にてお支払いいただきます。継続契約のタカイチメンバーの方は別途定められた代金支払い方法に依ります。
- 3.タカイチメンバーの方は「定額自動送金サービス」で指定銀行へ送金いただきます。
- 4.当オフィスとお客様に別途合意がある場合は、これに従います。

## 第 12 条（本サービス内容および料金の変更）

- 1.本約款の内容ないし本サービスの内容、料金、対象製品等を変更したり、本サービスを停止したりする必要が生じた場合、当オフィスは事前に「オフィス タカイチ」ホームページ等を通じて告知することにより、変更ないし停止することができるものとします。

## 第 13 条（準拠法）

- 1.本規約は日本国法に従うものとします。

第 14 条（協議解決の原則）

1. 本サービス提供に関して当オフィスとお客様の間で問題が生じた場合には、話し合いによってこれを解決するよう努めるものとします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 16 条（適用範囲）

本規約は、本サービスすべてに適用されるものとします。

第 17 条（契約の自動延長）

継続契約タカイチメンバーの方は契約日から 1 年間契約を継続し、双方からの申し出が無い限り、さらに 1 年間契約延長し、これを繰り返すものとします。

付則

この規約は 2011 年 6 月 1 日から実施します。

以上